

## 阿蘇市告示第 99 号

阿蘇市宿泊客誘致緊急対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 22 日

阿蘇市長 佐藤 義興

### 阿蘇市宿泊客誘致緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が著しく減少している市内宿泊施設に対し、宿泊需要の喚起及び宿の利用促進による市内経済の活性化を目的とした緊急措置として、九州圏内から来訪する宿泊者を対象に宿泊料金の割引に係る費用を予算の範囲内で交付する補助金に対し、阿蘇市補助金等交付規則(平成 17 年阿蘇市規則第 47 号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、新型コロナウイルス感染症とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、本市において、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の許可を受けて同法第 2 条第 2 項又は同条第 3 項の営業を行う者、又は住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 3 条第 1 項の届出をして同法第 2 条第 3 項の営業を行う者とする。ただし、次の各号に該当する場合は対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む者
- (2) 阿蘇市暴力団排除条例(平成 23 年阿蘇市条例第 14 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する者

(補助対象期間)

第 4 条 補助金の交付の対象となる期間は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日までの間に宿泊を行った期間とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、宿泊 1 人 1 泊当たりの宿泊料金(消費税及び入湯税は除く。)の 2 分の 1 とし、5,000 円を上限とする。なお、小学生以下は 2,500 円を上限とする。

2 補助対象者への補助金の上限額は、別表に定めるものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊客誘致緊急対策事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 旅館業法による許可証又は住宅宿泊事業法による届出済証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、阿蘇市宿泊客誘致緊急対策事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により補助対象者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、第 6 条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、阿蘇市宿泊客誘致緊急対策事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 交付決定を受けた補助対象者が事業を完了したときは、次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊客誘致緊急対策事業補助金実績報告書（様式第 5 号）
- (2) 利用者名簿
- (3) 宿泊費の支払いが確認できる書類（領収書等の写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 前条による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、阿蘇市宿泊客誘致緊急対策事業補助金交付確定通知書（様式第 6 号）を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第 11 条 前条の交付確定通知を受けた者は、阿蘇市宿泊客誘致緊急対策事業補助金請求書（様式第 7 号）に必要書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求書の提出があったときは、補助金の

交付の確定額の範囲内において補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 補助金の交付を受けた補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補助金の費用に係る書類の保存)

第 13 条 補助対象者は、補助金の交付を受けた割引事業に係る費用について、宿泊者名簿等の帳簿及び証拠書類を備え、他の費用と明確に区別して整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。